



# やおっち商い通信

令和6年7月号  
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

## ☛ 税務支援

### 源泉所得税の納付をお忘れなく！

本年も、源泉所得税の納付を行う時期となりました。源泉所得税は、給与の支払を受けるひとりひとりについて、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税金です。

源泉所得税の半期分(1月～6月まで)を7月10(水)までに納付してください。

なお、納付書は税務署から個々に送付されたOCR様式のものを使用してください。

○ 相談日： 令和6年 7月8日(月)・9日(火)・10日(水) ※予約不要  
いずれの日も、午前9時～午後4時

○ 場 所： 商工会館

○ 納付相談にご持参いただくもの

- ・ 令和6年度分 源泉徴収簿
- ・ 納付書

※なお、令和5年度分に未還付税額がある方は、令和5年度分の源泉徴収簿を持参ください。

また、6月源泉分より特別減税が実施されています。

## POINT! **ポイント**

- ① 減税額は、(所得税3万円+個人住民税1万円) × (納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)
- ② 合計所得金額1,805万円以下の納税者本人が減税を受けられる

## ☛ 融 資

◎ マル経融資 (日本政策金融公庫) をご利用ください！

小規模事業者の資金繰りを支援します。

**無担保** **無保証** **低利** で融資が受けられます。

商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件です。

厚生労働省

【特集 働き方改革 その4】

事業主の皆さまへ

# 働き方改革は 進んでいますか？

## 働き方改革って？

現在の日本は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化」などに直面しており、就業機会の拡大や個々の事情に応じて働く環境整備が求められています。働く人の事情により、多様で柔軟な働き方を自分で選択できる社会を実現すること、これが働き方改革です。



取り組みに関するポイントとチェックリスト付！

# 4

## 勤務終了後、次の勤務が始まるまで きちんと休むことができますか

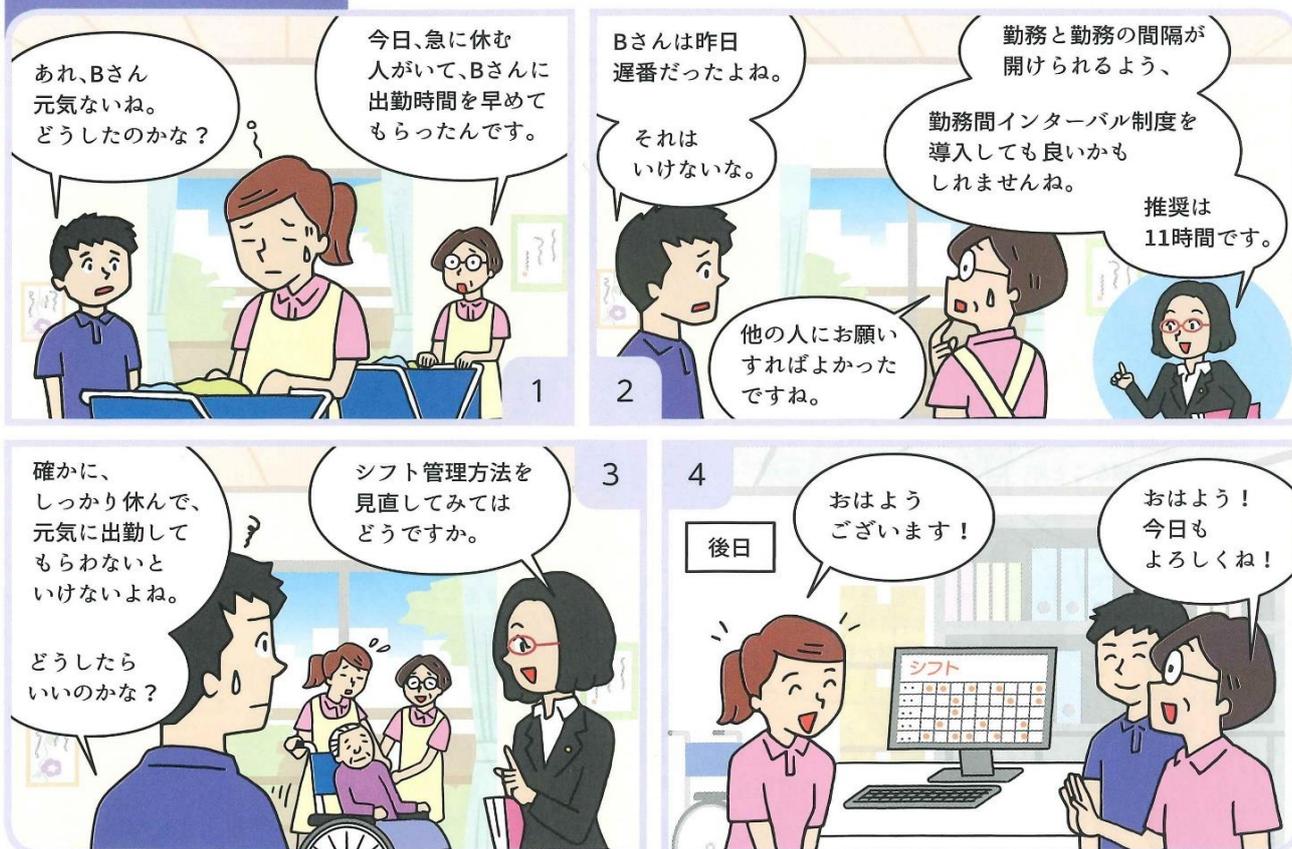
業務を終えてから次の業務に就くまで一定以上の時間を設けることは、従業員の健康維持や生産性の向上などにつながります。勤務間インターバル制度の導入は2019年4月から事業主の努力義務になっています。

### Point

### 勤務間インターバル制度

終業時間から次の始業時刻までの間に一定以上の休息时间（インターバル）を設けることで従業員の生活や睡眠の時間を確保しようとする制度です。制度を導入することで人材の確保や定着も期待できます。

#### ある福祉施設の場合



### Check!

- 1 従業員の勤務時間を正確に把握できていますか。  はい  いいえ
- 2 従業員それぞれの業務終了から翌日の始業までの時間を把握していますか。  はい  いいえ
- 3 業務が集中する部署や担当、時間帯などがわかりますか。  はい  いいえ
- 4 翌日以降のシフトや勤務開始時間を調整できる仕組みがありますか。  はい  いいえ
- 5 勤務時間を調整しながら、業務を円滑に進める仕組みを考えていますか。  はい  いいえ

蘇水峡川まつり保存会

“蘇水峡川まつり花火大会”

8月4日(日) 午後7時40分～  
木曾川河畔 八百津橋付近

<https://802hanabi.hp.peraichi.com/>



◇ 花火大会

午後7時40分～午後8時10分 約700発

◇ まきわら船

◇ 歩行者天国(露天屋台出店します)

八百津本町通り

※交通規制:午後3時～午後10時まで(※一部午後4時～午後9時まで)

※露店屋台の販売は、午後9時まで

◇ 商工会青年部納涼広場

役場前駐車場 特設会場(午後5時～午後9時まで)

\* 飲食ブース(丸中本舗、なんてん、久田見山田屋)

\* 青年部による生ビール、チューハイ、ソフトドリンクとかき氷のバザー

\* みんなで踊ろう「盆踊り」

\* 大道芸人「ブンブク」「ぼびー」によるパフォーマンス

《 花火観覧に関するお願い 》

八百津橋は、通行できますが花火の観覧は全面禁止となります。

従って、橋上での花火観覧のための場所取りはできません。

また、花火を立ち止まって観覧することもできません。

橋上からの転落防止のためです。何卒ご理解ください。

旧八百津橋は観覧可能ですが、転落防止等の危険が伴いますので、「みなとひろば」での観覧にご協力ください。

《 交通規制中の車両の移動について 》

交通規制中は、地元住民の皆様方を含めて規制区域内で車両を移動することはできません。

規制解除になるまでお待ちください。何とぞご協力いただきますようお願いいたします。

なお、緊急車両については、この限りではありません。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>